

議提第5号

インボイス制度の廃止を求める意見書

会議規則第14条の規定により、インボイス制度の廃止を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年6月27日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 保 角 美 代 様

インボイス制度の廃止を求める意見書

一昨年 10 月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、適格請求書（インボイス）発行事業者ではない事業者との取引については、仕入税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行事業者となつて、適格請求書発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが起きている。また、インボイス発行事業者になると課税事業者となり、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に令和 8 年 9 月までは納税額を 2 割軽減するなどの経過措置や、税務署での相談体制の構築など事業者支援措置が講じられているが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっていて、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

また、エネルギー価格や原材料費等の物価高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣